別記

南海トラフ地震に伴う津波対策

第１　趣旨

　　東南海・南海地震(以下「南海トラフ地震」という。)に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、防災訓練の実施に関する事項、必要な教育及び広報に関する事項について定める。

第２　津波対策等に係る組織

津波対策等に係る組織を次のように定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 隊　長 | 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 副隊長 | 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 情報収集連絡班 | 自衛消防隊の（　　　　　　　）担当が当該任務にあたる。 |
| 避難誘導班 | 自衛消防隊の（　　　　　　　）担当が当該任務にあたる。 |
| 浸水対策班 | 自衛消防隊の（　　　　　　　）担当が当該任務にあたる。 |

第３　避難場所

避難場所を次のように指定する。

(1)　避難場所は　　　　　　　　　　　　　　　　とし、避難場所までの経路は別図１のとおりとする。

(2)　津波が到達するまでに避難場所への避難が困難な場合は、原則堅牢な建物の２階以上の階を避難場所とし、あらかじめ避難先と協議しておく。

第４　隊長等の権限及び業務

(1)　隊長は、南海トラフ地震の発生を覚知した場合又はそれに伴う津波警報等が発表された場合、津波対策隊等に関する一切の権限をもち、各班長に必要な指示を行う。

(2)　隊長は、南海トラフ地震に係る教育及び訓練に関する一切の権限をもつ。

(3)　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

第５　従業員の責務

　　南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したこ

とを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班にその旨を報告するも

のとする。

第６　隊員の確保

必要な隊員の確保は次のように行う。

(1)　館内放送、内線電話、携帯電話メール等を用い自衛消防隊員に連絡を行

う。

(2)　連絡を受けた者は、各階の　　　　　　　　　　　に班ごとに集合し、

隊長又は班長の指示に従い行動する。

第７　情報収集連絡班の業務

情報収集連絡班の業務は次のとおりとする。

(1)　テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じ最新の情報収集を実施し、隊長

　 に報告する。

(2)　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対

する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。

(3)　従業員及び顧客に対する津波対策等に関する指示又は情報伝達は、次の

　　ように行う。

ア　非常放送設備又は館内一斉放送を使用し全館に放送する。この際津波到達までの時間を明確に放送する等、パニック防止に配慮する。

イ　各階情報収集連絡班は拡声器を用い情報伝達、指示を行う。

(4)　従業員又は顧客等に伝えるべき内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　地震の規模等及び津波に関する情報

イ　避難場所及び避難方法

(5)　強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであってもゆっくりとした揺れを

感じたときは、直ちに情報収集にあたる。

(6)　地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した場合は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告する。

第８　避難誘導班

避難誘導班による避難誘導等は次のように行う。

(1)　避難誘導班は、各階の見やすいところに、避難経路図を掲示する。

(2)　避難経路の確保及び安全確認を行う。

(3)　避難の開始は、隊長の指示に基づき行う。

(4)　建物内の避難は階段を使用し、エレベーターは使用しない。

(5)　避難時には、一旦避難者を　　　　　　　　　　　に集合させ、各階の

避難人員数を確認し、避難完了後に再確認のうえ結果を隊長に報告する。(6)　避難誘導の際には、拡声器、懐中電灯等を用いて避難の方法や方向を指

示し、混乱の発生防止に努める。

(7)　避難誘導に必要な次の資機材を保管する。

ア　避難経路図・拡声器・懐中電灯

イ　非常用食料、・ヘルメット等・救急措置用品

第９　浸水対策班の業務

浸水対策は次のとおりとする。

(1)　津波到達時に水没する可能性のある室をあらかじめ把握しておき、

誘導班と協力し、当該室の避難誘導を最優先で行う。

(2)　(1)で定める室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、立入禁止措置を行

う。

(3)　止水板、土嚢等を用い建物地下室及び電気室等への浸水防止を行う。

(4)　建物内へ浸水した場合の対策（感電防止等）を実施する。

第10　その他不測の事態

隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この計画どおり活

動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことが

できる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

２　各班の班長は、班がこの計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

第11　津波対策等に関する教育

(1)　防災規程の内容は、従業員に対する研修等で徹底する。

(2)　特に新入社員、派遣社員、パートタイマー等については採用時等の時期

に研修を徹底する。

(3)　教育の内容は、次のとおりとする。

ア　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する

知識

イ　従業員等が果たすべき役割

ウ　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

エ　今後地震対策として取り組む必要のある課題

第12　津波対策等に関する訓練

(1)　下記訓練を年１回以上行うものとする。

ア　情報収集・伝達に関する訓練

イ　津波からの避難に関する訓練

ウ　その他前各号を統合した総合防災訓練

(2)　地方公共団体、関係機関が行う訓練には積極的に参加する。

第13　防火管理者が、顧客等に対して事前に行う広報は次による。

（1）　地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、

自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

（2）　正確な情報入手の方法

（3）　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（4）　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

（5）　各地域における避難地及び避難路に関する知識

別図１

【避難場所までの経路図】